平成２３年（フ）第３９９号
岐阜市今嶺１丁目３―206号　サンロード戸崎Ⅱ、開始決定時の住所岐阜県瑞穂市稲里670番地　シャルマンコーポ穂積201号
破産者　スペースＴＡＭＵＲＡこと　田村　隆行
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２５号
岐阜市今嶺２丁目８番８―102号　リトルウイング、開始決定時の住所岐阜市薮田南４丁目７番３号
破産者　堀部　眞美
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５２号
岐阜市東材木町43番地　ライフアミナティ102号室
破産者　戸本　一成
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
岐阜県下呂市森251番地の22
破産者　有限会社小池土建
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
福岡県小郡市美鈴が丘５丁目23番地の22
破産者　株式会社三鈴電工
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６６号
福岡県糸島市波多江530番地、住民票上の住所福岡県糸島市井原2054番地
破産者　星丸志賀子
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５９９号
札幌市中央区北５条西17丁目４番地８　ノースファインＮ５―305号
破産者　松本めぐみ（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９５号
札幌市中央区南７条西１丁目６番地１　プライムメゾン鴨々川1003号
破産者　和田　忠義
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１号
岩手県花巻市太田第８地割１番地、前住所北海道室蘭市寿町１丁目20番15号
破産者　高橋　一輝
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１０８２号
仙台市青葉区川平３丁目33番１―404号
破産者　長井　伸悟
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
仙台市泉区市名坂字原田107　ストーク・コート高澤103号室、住民票上の住所宮城県黒川郡富谷町太子堂２丁目11番29号
破産者　寺嶋ひとみ
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
宮城県亘理郡亘理町字裏城戸198番地１　１号棟
破産者　星　百合子
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９５号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1405番地20、破産手続開始時の住所埼玉県八潮市大字八條380番地１
破産者　染矢　茂利
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番６―202号
破産者　小松　　浩
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
相模原市南区相模大野３丁目17番10号
破産者　有泉友紀子
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８号
兵庫県宍粟市山崎町中比地311番地２
破産者　梶本　大輔
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１９２５号
広島市安佐南区沼田町伴6983―103、住民票上の住所広島市安佐南区沼田町大字伴6983番地　コーポ松宗103
破産者　跡野　清美
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４０号
福岡市西区大字飯盛12番地17、前住所福岡市西区内浜１丁目１番12―1403号
破産者　庄屋こと　庄島　克己
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部